

定 款

一般社団法人日中友好文化交流促進協会

一般社団法人日中友好文化交流促進協会 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

当法人は、一般社団法人日中友好文化交流促進協会と称する。

第 2 条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 3 条 (目 的)

当法人は、日中友好の懸け橋として、相互の文化交流を促進し、情報交換の窓口となり、ひいては日本国内において更なる地方創生にも資する。

第 4 条 (事 業)

当法人は前項の目的のために下記の事業を行うものとする。

- 1 . 日中文化交流イベント・セミナーの開催
- 2 . 日中文化交流に関する情報交換会の開催
- 3 . その他本会の活動目的に関連する事業等を開催する

第 5 条 (公 告 の 方 法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 6 条 (会 員)

当法人の会員は次の2種とし、第 1 号の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1 . 社員
- 2 . 一般会員

第 7 条 (基金を引き受ける者の募集)

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第8条（基金の拠出者の権利に関する規定）

基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

- 2 基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- 3 基金の返還に係る債権は、譲渡、質入れその他の処分をすることはできない。ただし、基金の拠出者が社員全員の承諾を得た上で基金の返還に係る債権を譲渡する場合については、この限りではない。
- 4 基金の返還に係る債権の債権者は、当法人について、破産、民事再生手続、その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

第9条（基金の返還の手続）

基金の返還に係る債務の弁済は、当法人の清算時に、社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人のその他の債務を弁済した後に、清算人がこれを行う。

第10条（残余財産の帰属）

解散に伴い債務（基金の返還に係る債務を含む）を完済した後に、当法人に残余財産があるときには、社員総会の決議により帰属先を定める。

第2章 社員

第11条（資格）

当法人の社員となる資格を有する者は、第3条に規定する当法人の目的に賛同し、これを公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する者とする。

第12条（入社）

前条の資格を有する者が社員となるには、当法人所定の様式による申込みをした上、他の社員全員の書面による同意を得るものとする。

第13条（基金の引き受け）

社員は、当法人の基金を引き受ける。

第14条（経費の負担）

社員は、当法人に対し、経費を支払う義務を負わない。

第15条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、当法人に対して、1ヶ月以上前に書面をもって退社の予告をすることを要する。

第16条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき、その他正当な事由があるときは、社員総会の決議によって、その社員を除名することができる。

第17条（資格喪失）

社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 . 退社したとき
- 2 . 死亡
- 3 . 除名
- 4 . 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 5 . 総社員の同意があったとき

第18条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

第19条（設立時社員の氏名及び住所）

当法人の設立時社員は、次の者とする。

遠藤孝子
河村定夫

第3章 社員総会

第20条（構成）

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第21条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 . 社員の除名
- 2 . 理事の選任又は解任
- 3 . 理事の報酬等の額
- 4 . 計算書類等の承認
- 5 . 定款の変更
- 6 . 解散及び残余財産の処分
- 7 . その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第22条（社員総会の種類とその開催）

社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて随時開催する。

第23条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第24条（招集）

社員総会は、本条第2項の規定により招集する場合を除き、理事の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 総議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 本条第1項及び第2項に記載した以外の社員総会の招集にかかる事項は法令に従う。

第25条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 . 社員の除名

- 2 . 定款の変更
- 3 . 解散
- 4 . その他法令で定められた事項

第26条（議決権）

社員は、各1個の議決権を有する。

- 2 その他議決権の行使に関する事項は法令に従う。

第27条（議長）

社員総会の議長は、出席した社員の互選による。

第28条（議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を内容とした議事録を作成し、議長及び出席した社員がこれに記名押印する。

第4章 役員

第29条（役員）

当法人には、理事を1名以上置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

第30条（選任）

理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

第31条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

第32条（役員解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第33条（報酬等）

理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第34条（役員 の 損害賠償責任の一部免除）

理事がその職務を怠ったことにより当法人に損害が生じた場合の賠償責任について、当該理事が善意かつ重大な過失がないときは、社員総会の決議により、法令の定める範囲内でその責任の一部を免除することができる。

第5章 計 算

第35条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

第36条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

第37条（設立時の役員）

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

河村建夫

設立時代表理事

河村建夫

第38条（主たる事務所の所在場所）

当法人の主たる事務所の具体的所在場所は次の地とする。

東京都千代田区永田町二丁目9番6号十全ビル803号室

第39条（準拠すべき法律）

本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日中友好文化交流促進協会設立のため、設立時社員遠藤孝子、河村定夫の定款作成代理人司法書士法人中央法務事務所代表社員長村政孝は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年3月26日

設立時社員
遠藤孝子
河村定夫

定款作成代理人
東京都港区南青山五丁目10番2号
司法書士法人中央法務事務所
代表社員 長村政孝（登録番号東京第6530号）

